

消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会
消費者基本計画工程表改定に向けた要望

2017年11月10日

主婦連合会

施策番号1(4) 食品のトレーサビリティの推進

輸入食品を始め、食品の安全性の確保の点、並びに、表示の信頼性担保の点から、トレーサビリティ制度は米以外にも整備、拡充されることが是非とも必要です。事業者の自主的な取り組みの推進に留まらない網羅的食品トレーサビリティ制度導入の検討を計画に盛り込んでください。

施策番号2(3) 新たな食品表示制度の円滑な施行等

遺伝子組換え表示、食品添加物表示等個別課題の検討にあたっては、「表示の充実により消費者の多様な選択の機会を確保することが目的である」ことを明記してください。現行の遺伝子組換え表示は、極めてわかりにくい制度であり、消費者の選択に資するものになっていません。その食品が遺伝子組換えであることが誤解なく伝わる制度にする必要があります。その際には、食品トレーサビリティ制度の整備とのセットでの施策が必要となります。

施策番号2(3) 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

消費者庁が本年7月に公表した「打消し表示に関する実態報告書」を踏まえ、景品表示法のより一層の厳格な運用を通じた、健康食品の体験談型の広告等の適正化を計画に盛り込んでください。

施策番号1(2) リコール情報の周知強化

リコール製品による事故は、依然起こり続けています。リコール情報の周知強化には、製品の性格、属性を判断した上で、高齢者・障害者・乳幼児問題などに関与する団体・機関・施設、病院等医療機関、学校関連機関、消費生活センター、消費者・市民団体などを適宜結ぶ、より効率的、効果的な周知が可能になるネットワークの構築が必要であり、地

域まかせではなく、国レベルで消費者庁がリードすることが重要と考えます。そのために、リコール問題における行政の責務、位置づけを明確にするルールづくりが必要です。リコールを効率的効果的に実施するためのルール整備またはその検討について計画に記載してください。

施策番号3(1) 特定商取引法の見直し

特定商取引法の見直しについては、被害実態のさらなる調査を行い、不招請勧誘規制（Do Not Call, Do Not Knock 制度）の導入につき、法改正の必要性を検討することを、工程表に書き込んでください。

施策番号2(2) 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

主婦連合会が行ったアンケート調査では、サービス分野の中で最もサービスの内容が分かりにくいと感じるのは情報通信分野であるという結果が出ています。表示の分かりにくさから、消費者が複数の事業者のサービスを比較して選択することが困難な状態が放置されています。サービスの内容や利用方法等について、十分かつ適切な情報提供が行われ、消費者が安心してサービスを利用するためには、広告表示項目の標準化をし、基本的表示事項とその用語、記述方法（数値であればその記載単位など）を定めることにより、消費者は複数の事業者を比較検討して合理的な選択することが可能になります。そのような標準化について、計画に盛り込んでください。担当省庁に総務省に加え、標準化（JIS）を所管する経済産業省を加えてください。

施策番号1(2) 事故情報の収集、公表及び注意喚起等

事故情報の収集に関しては、医療機関ネットワークへの参画機関を増やす等、量的な面も大切ですが、一方で「質」の高い情報を集めることも、情報を安全につなげるためには大変重要です。現状、集められた情報は主に注意喚起につながっていますが、注意喚起によって実際に消費者の被害が減っているのかの検証が必要です。注意喚起に留まらず、集められた事故情報を施策番号1(3)の「的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止」において活用するためには、再発防止策や安全基準の策定に活かすことができる情報の質が求められます。事故情報の収集に関し、質的側面のレベルアップにつき、検討を開始することを計画に記載してください。

施策番号1(3) 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止

シンドラエレータ事故を教訓に義務化された昇降機の戸開走行保護装置については、2009年9月以降着工の昇降機には義務付けられていますが、それ以前の昇降機は既存不適格として義務がかかっていません。多数残されている既存不適格の昇降機に戸開走行保護装置の設置が進むよう支援する政策につき、検討し実施することを計画に盛り込んでください。

施策番号1(4) 食品の安全性の確保

カフェイン中毒による若者の死亡事故事例が報道されています。カフェイン中毒による事故については把握されていない、埋もれた事例が多くある可能性も指摘されています。錠剤状のカフェインは大量摂取が容易であり、概ね50錠程度で致死量に達します。まったく規制のない「食品」としては、他に類を見ない極めて深刻なリスクが放置されていることとなります。錠剤状カフェインには何等かの規制が必要と考えます。その観点からの検討につき、計画に盛りこんでください。

施策番号3(1) 消費者契約法の見直し

考慮事項に「当該消費者の年齢」を明記することや、つけ込み型不当勧誘に関する取消規定を付加する等、民法の成年年齢が引き下げへの対応につき、具体的に計画に盛り込んでください。

施策番号4(3) 公益通報者保護制度の推進

神戸製鋼、日産自動車など、大企業が長年行ってきた不正が次々に明るみに出ています。これらの不正は、消費者の身体・生命の安全に直結する極めて深刻な不正行為です。内部通報がきっかけとなって明るみに出たという報道もありますが、いずれの場合も長い間不正が続いた末の公表となっています。公益通報者保護制度は、消費者の被害を未然防止、拡大防止するために極めて重要な制度です。消費者庁の検討会、およびWGで検討された結果、公益通報制度の実効性向上のための公益通報者保護法の改正の具体的な方向が示されました。法改正による実効性向上の必要性は、いよいよ高まっていると言えます。法改正の時期を具体的に計画の中で示してください。

以上

声明 著作権法改革により日本を元気にすることを提案します。

従来の著作権法は出版社や映画会社等々の一部のプロが関係する法でしたが、現在では著作権法が適用される場面が急速に全国民まで広がり、著作権法が内蔵する矛盾が急速に露呈しつつあり、以下のようなさまざまな問題が生じています。そのために権利制限の一般規定をはじめ、多くの改革が求められます。

音楽教育の現場では、全国の音楽教室に対して、コンサートのような演奏が目的ではなく、子供たちに楽器の演奏技術の習得に必要な範囲で音楽が利用されているにすぎないのに、ジャズラックから**著作権料**を要求され、7月には裁判が開始されています。これはこれからの音楽愛好者の芽を摘むようなものであり、今年2月には、この動きに対応するために「音楽教育を守る会」が結成され、すでに56万人以上の署名活動に発展しています。

全国の初等中等教育の現場では、コンピュータを用いた遠隔教育を行えば、人口減少によって学校の維持が困難になっている地域でも、質の高い授業を生徒に提供することができるのに、著作権が大きな壁となって、インターネットを使った遠隔授業は進んでいません。

医療の現場でも、副作用や安全性等の情報は、国民の生命健康にかかわるので、関係者間で迅速に共有されなければならないが、学术论文等にかかる著作権がハードルとなって、迅速性が失われ、当局への報告や対策が遅れるリスクがあります。

イノベーションについても、デジタル化・ネットワーク化・AIの進展により、私たちのライフスタイルにあわせた多種多様なサービスが可能であるはずですが、権利制限の一般規定のない日本の著作権法は事前規制型であり、あらかじめ適法と認められたこと以外はできないと理解されているため、諸外国に比べてイノベーションが起きにくい状況にあると指摘されています。

このように、音楽教育、初等中等教育、医療、イノベーション等の現場をはじめとするあらゆる分野で、事前規制型の著作権法が環境変化に十分に追いついていないため、常識的に考えれば認められて然るべきことができない状況にあります。

日本政府及び国会議員に対して、早急な事後規制型の法整備(権利制限の一般条項の導入等)を強く求めるとともに、皆様の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

(賛同者・50音順)

生貝直人	東京大学大学院情報学環 客員准教授
石新智規	弁護士 (西川シドリーオースティン法律事務所)
井出明	追手門学院大学経営学部教授
岩倉正和	弁護士 (TMI 総合法律事務所)
上沼紫野	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
魚住真司	元 NHK 報道カメラマン
大政直人	作曲家・一般社団法人日本作曲家協議会 理事
岡邦俊	弁護士 (麴町パートナーズ法律事務所)
春日秀文	弁護士 (春日法律事務所)
片山史英	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
金井重彦	弁護士・日本大学法学部教授
樺島榮一郎	青山学院大学地球社会共生学部准教授
城所岩生	国際大学客員教授・米国弁護士
木村剛大	弁護士 (小林・弓削田法律事務所)
小島浩之	東京大学大学院経済学研究科講師
小向太郎	日本大学危機管理学部教授
小山和彦	作曲家 (宮城学院女子大学 教授)
沢田登志子	一般社団法人 EC ネットワーク 理事
塩澤一洋	成蹊大学法学部教授
島並良	神戸大学教授 (大学院科学技術イノベーション研究科・大学院法学研究科)
宿南達志郎	立命館大学映像学部教授
白田秀彰	法政大学准教授
相山敬士	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
曾根翼	弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
高木篤夫	弁護士 (ひかり総合法律事務所)
田中辰雄	慶應義塾大学経済学部准教授
津田大介	ジャーナリスト/メディア・アクティビスト
豊福晋平	国際大学主幹研究員/准教授
中山信弘	東京大学名誉教授・元明治大学特任教授
原英史	株式会社政策工房 代表取締役
平嶋竜太	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
福田成康	一般社団法人全日本ピアノ指導者協会 専務理事
藤岡福資郎	株式会社カンキョーアイ執行役員・九州工業大学非常勤講師
前嶋和弘	上智大学総合グローバル学部教授
牧野二郎	弁護士 (牧野総合法律事務所)
牧野剛	弁護士 (牧野総合法律事務所)
森悟史	弁護士 (牧野総合法律事務所)

森亮二 弁護士（英知法律事務所）
山口裕司 弁護士（大野総合法律事務所）
山田奨治 国際日本文化研究センター 教授
山田肇 東洋大学名誉教授
鷺尾裕之 東洋大学経済学部非常勤講師
一般社団法人インターネットユーザー協会
主婦連合会

著作権法改革により日本を元気にする会議 実行委員会